

令和 3 年 7 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

ファイザー社ワクチンの融通範囲の拡大について

ファイザー社ワクチン（以下「ワクチン」）については、令和 3 年 6 月 10 日付福島医発第 797 号（地）「医療従事者等向けに配送されたワクチンの有効活用について」をもって、医療機関に残存するワクチンを迅速に使用する旨、お知らせしているところです。

ワクチンの小分け配送については、令和 3 年 5 月 24 日付福島医発第 591 号（地）「効率的な予防接種の推進に向けた新型コロナワクチンの調整等について」により、基本型接種施設から他の基本型接種施設又は連携型/サテライト型接種施設への配送が可能となった旨お知らせしました。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、更に他の基本型接種施設及び連携型/サテライト型接種施設に再融通を可能とする旨、連絡がありました。

概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

■ 融通範囲の拡大

ファイザー社から直接配送を受けた基本型接種施設以外の基本型接種施設及び連携型/サテライト型接種施設（以下「再融通元施設」）も、他の基本型接種施設又は連携型/サテライト型接種施設（以下「再融通先施設」）に対し、ワクチンの融通を行うことを可能とする。融通の回数に制限は設けないこととし、下記についても可能とする。

- ・再融通先施設が、更に他の基本型接種施設及び連携型/サテライト型接種施設に対しワクチンを融通すること
- ・上記融通を受けた施設が更に他の基本型接種施設及び連携型/サテライト型接種施設に対してワクチンを融通すること

■ 再融通時の手続き

- ① 再融通元施設は、融通に係るワクチンをファイザー社から直接配送を受けた基本型接種施設の所在する都道府県に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」（以下「医療機関向け手引き」）別

記様式 7-3 の再融通用引継ぎシートを用いて、別記様式 7-4 とともに以下の事項を報告する。

- ・基本型接種施設の名称
- ・再融通先施設の名称
- ・再融通の年月日
- ・再融通に係るワクチンのロット番号
- ・バイアル本数

② ①の報告を受けた都道府県は、再融通元施設に対し、融通を了解する旨を伝達する。

③ 再融通元施設から、再融通先施設へのワクチンの移送を行う。

(ア) 再融通元施設の手続き

- ・再融通先施設の名称、ワクチンを渡した日、本数及びロット番号をワクチン分配管理台帳（「医療機関向け手引き」別記様式 7-2）に記載する。
- ・情報連携シート（「医療機関向け手引き」別記様式 7-1）を作成し、追記した別紙様式 7-3 の再融通用引継ぎシートとワクチンと共に再融通先施設に提供する。
- ・再融通元施設が基本型接種施設の場合は、V-SYSにおいて、再融通先施設に移送したワクチンの本数を入力する。

(イ) 再融通先施設の手続き

- ・再融通元施設に対し、移送を希望するワクチンの量と在庫がなくなる時期を連絡する。
- ・V-SYSにおいて、再融通元施設の名称、移送を受けた年月日、ロット番号及びバイアル本数を入力する。
- ・ワクチンを使用した場合は、ワクチンの使用日、使用本数等を情報連携シートに記載すること。
- ・また、再融通先施設がワクチンを他の施設に融通する場合は、「医療機関向け手引き」別記様式 7-3 の再融通用引継ぎシートをコピーの上、追記し、①～③の手続きをとること。

■留意事項

ワクチンの回収等のため、ファイザー社から都道府県に対し、ワクチンの流通経路等に係る照会がなされた場合、当該都道府県は当該照会に対応し、上記①②で報告を受けた事項について回答する。

(参考)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanhenno_oshirase.html

-
-
-

()

-

7-2

7-1

7-3

-

-

V-SYS

()

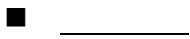
-

- V-SYS

-

-

7-3



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryouki_kanhen_oshirase.html

HP

事務連絡
令和3年7月5日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ファイザー社ワクチンの融通範囲の拡大について

ファイザー社ワクチン（以下単に「ワクチン」という。）については、「医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について（訂正）」（令和3年5月28日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、医療機関に残存するワクチンが、有効期間による期限切れで廃棄されることのないよう、一般住民向けの接種への使用、他施設への融通等により、迅速にワクチンを使用するようお願いしたところです。

また、ワクチンの小分け配送については、「効率的な予防接種の推進に向けた新型コロナワクチンの調整等について」（令和3年5月6日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）により、ファイザー社から直接配送を受けた基本型接種施設から他の基本型接種施設又は連携型/サテライト型接種施設への配送までを可能としてきたところですが、今般、ワクチンの不具合やトラブルにより緊急回収（リコール）が必要になった場合等に、早期にロットを特定し、適切に対応できる状態を担保しつつ、医療機関等に未使用のまま残存するワクチンの更なる有効活用を図るべく、下記のとおり、融通範囲の拡大を行うこととします。管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び接種を予定する医療機関並びに関係団体に御連絡いただくようお願いいたします。

記

1 融通範囲の拡大

ファイザー社から直接配送を受けた基本型接種施設以外の基本型接種施設及び連携型/サテライト型接種施設（以下「再融通元施設」という。）も他の基本型接種施設又は連携型/サテライト型接種施設（以下「再融通先施設」という。）に対して、ワクチンの融通を行うことができることとする。

また、再融通先施設が、更に他の基本型接種施設及び連携型/サテライト型接種施設に対してワクチンを融通することや、この融通を受けた施設が、更に他の基本型接種施設及び連携型/サテライト型接種施設に対してワクチンを融

通することも可能とするなど、融通の回数に制限は設けないこととする。

2 再融通時の手続き

再融通元施設が再融通先施設に対して融通を行う場合の手続きは、以下のとおりとする。

- ① 再融通元施設は、融通に係るワクチンをファイザー社から直接ワクチンの配送を受けた基本型接種施設の所在する都道府県に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」別記様式7-3の再融通用引継ぎシートを用いて、別記様式7-4とともに、以下の事項を報告する。
 - ・ 基本型接種施設の名称
 - ・ 再融通先施設の名称
 - ・ 再融通の年月日
 - ・ 再融通に係るワクチンのロット番号、バイアル本数
- ② ①の報告を受けた都道府県は、報告を行った施設に対し、融通について了解する旨を伝達する。
- ③ 再融通元施設から再融通先施設へワクチンの移送を行う。

移送に際しては、以下の手続きを行う。

ア 再融通元施設の手続き

 - ・ 再融通元施設は、再融通先施設の名称、ワクチンを渡した日、本数及びロット番号をワクチン分配管理台帳（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」別記様式7-2）に記載する。
 - ・ 再融通元施設は、情報連携シート（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」別記様式7-1）を作成し、追記した別記様式7-3の再融通用引継ぎシートとワクチンと共に再融通先施設に提供する。
 - ・ 再融通元施設が基本型接種施設の場合は、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）において、再融通先施設に移送したワクチンの本数を入力する。再融通元施設が携帯型/サテライト型接種施設の場合は、当該入力欄がないことから、入力不要とする。

イ 再融通先施設の手続き

 - ・ 再融通元施設に対し、移送を希望するワクチンの量と使用期間（在庫がなくなる時期）を連絡する。
 - ・ 再融通先施設は、V-SYSにおいて、再融通元施設の名称、移送を受けた年月日、ロット番号及びバイアル本数を入力する。

- ・ 再融通先施設がワクチンを使用した場合は、ワクチンの使用日、使用本数等を「情報連携シート」に記載すること。

また、再融通先施設がワクチンを他の施設に融通する場合は、別記様式7-3の再融通用引継ぎシートをコピーの上、追記し、①～③の手続きをとること

3 留意事項

ワクチンの回収等のため、ファイザー社から都道府県に対し、ワクチンの流通経路等に係る照会がなされた場合は、当該都道府県は当該照会に対応し、上記2①②で報告を受けた事項について回答すること。

